

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年12月15日～ 令和5年12月14日までの 2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を10%以上にすること

女性社員・・・取得率を80%以上にすること

<対策>

- 令和3年12月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、など）・実施
- 令和4年6月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する。

目標2：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和3年12月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和4年 6月～ 制度導入
社内報や会議による社員への「短時間勤務制度」の周知

目標3：令和4年6月までに、子供の学校行事への参加のための休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和3年12月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和4年 6月～ 制度導入
社内報や会議による社員への「子供の学校行事への参加のための休暇制度」の周知